

津市高齢者外出支援事業実施要綱

平成 29 年 9 月 21 日訓第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の日常の移動を支援し、外出の機会の拡大を図り、高齢者の生きがいをづくり、人と人とのつながりのきつかけづくり等を通じた福祉の向上に資するため、シルバーエミカを交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シルバーエミカ 三重交通株式会社が発行する IC カードを媒体とし、本市が作成する IC カードをいう。
- (2) バス会社 三重交通株式会社、三交伊勢志摩交通株式会社、三重急行自動車株式会社及び八風バス株式会社をいう。
- (3) コミュニティバス 津市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成 21 年津市条例第 47 号）第 2 条の規定により設置されたコミュニティバスをいう。

(対象者)

第 3 条 シルバーエミカの交付の対象となる者は、シルバーエミカの交付の申請に係る年度の初日において 64 歳以上の者であって、当該申請時に本市の区域内に住所を有するものとする。

(利用)

第 4 条 シルバーエミカは、バス会社が運営する路線バス、コミュニティバス及び特定非営利活動法人バスネット津が運営するぐるっと・つーバスに乗車する際に乗車券として利用することができる。

(交付の申請)

第 5 条 シルバーエミカの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、シルバーエミカ交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証する書面を提示しなければならない。

(交付)

第6条 市長は、前条第1項の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、シルバーエミカを交付するものとする。

(再交付)

第7条 市長は、シルバーエミカの交付を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、シルバーエミカを再交付することができる。

- (1) シルバーエミカを紛失し、又は滅失したとき。
- (2) シルバーエミカを汚損し、又は破損したとき。
- (3) その他市長が再交付をやむを得ないものと認めるとき。

2 前項の規定によりシルバーエミカの再交付を受けようとする利用者は、シルバーエミカ交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、申請の理由が第1項第2号に掲げる事由によるものであるときは、汚損し、又は破損したシルバーエミカを添付するものとする。

4 シルバーエミカの再交付を受けた者は、再交付に係るシルバーエミカの実費に相当する額として500円を負担するものとする。この場合において、当該者の希望により、紛失し、若しくは滅失し、又は汚損し、若しくは破損したシルバーエミカの情報を引き継ぐときは、当該引継ぎに要する実費に相当する額を加算するものとする。

5 シルバーエミカの再交付を受けた者が、紛失したシルバーエミカを発見したときは、直ちに当該シルバーエミカを市長に返還しなければならない。

(貸与等の禁止)

第8条 利用者又はシルバーエミカの再交付を受けた者（以下「利用者等」という。）は、交付（再交付を含む。）を受けたシルバーエミカを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(返還)

第9条 利用者等が次の各号のいずれかに該当したときは、当該利用者等、その扶養義務者又は相続人は、シルバーエミカを市長に返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本市の区域外に転出したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段によりシルバーエミカの交付を受けたとき。

(4) シルバーエミカを不正に使用したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、シルバーエミカを利用する必要がなくなったとき。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 29 年 9 月 25 日から施行する。

別記様式（第5条、第7条関係）

シルバーエミカ交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

（ふりがな）

申請者 氏 名

電話番号

㊞

津市高齢者外出支援事業実施要綱第5条第1項の規定により、シルバー
第7条第1項
エミカの交付について次のとおり申請します。

利 用 者	住 所	☐ 申請者の住所と同じ (電話番号)
	(ふりがな) 氏 名	☐ 申請者と同じ
	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日
申請の理由	該当する項目にチェックをしてください。 ☐ 新 規 ☐ 再交付 (再交付の理由) ☐ 紛失又は滅失 ☐ 汚損又は破損 ☐ その他 ()	

（注）押印は、氏名を自署する場合は、省略できます。